

令和2年4月21日

保護者各位

石岡市こども福祉課長

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための登園自粛における保育料および  
在園資格のお知らせ

日頃から、石岡市保育行政にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。  
新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、認可保育所等を登園自粛した  
際の保育料の日割り計算および在園資格の取り扱いについて、下記の通りお知らせ  
します。

1. 保育料の日割り計算について

①対象施設

認可保育所(園)、認定こども園(保育認定)、地域型保育事業

②対象児童

市より各ご家庭に登園自粛をお願いしている期間内(4月17日～5月6日)に、  
新型コロナウイルス感染症拡大防止を理由として、上記の対象施設への登園を  
自粛(臨時休園含む)した児童

③計算方法

対象児童の令和2年4月17日から5月6日分の保育料について、以下の算出  
方法により日割り計算を行い、変更後の保育料を算出します。各月の保育料の  
差額分については、後日減免(返還)します。

【算出方法】

$$\text{月額保育料} \times \frac{\text{その月の登園自粛により欠席した日等を除く開所日数}}{25}$$

※保育所(園)等から提出された出席簿をもとに算出します。

2. 復職または就労開始を予定している方について

4月から入園している(予定の)児童については、市より各ご家庭に登園自粛のご協  
力を依頼している期間内に、新型コロナウイルス感染症拡大防止を理由とした登園自  
粛のため、育児休業期間の延長等により職場復帰または就労開始しない場合につい  
ても4月～5月の在園資格を保障します。詳細は次のとおりです。

①対象施設

認可保育所(園), 認定こども園(保育認定), 地域型保育事業

②対象児童

上記対象施設に新型コロナウイルス感染症拡大防止を理由として, 4月・5月に保護者が職場復帰または就労開始をせずに登園を自粛する児童

③ならし保育について

ならし保育については, 保護者の希望により, 復職日の2週間前から行えますが, 実施については各保育施設にご相談ください。

3. 復職期限

令和2年6月1日(月)とし, 復職後 2週間以内に就労証明書を石岡市保健福祉部こども福祉課までご提出ください。

4. 兄弟在園児の登園について

今回の特例は感染症拡大防止を目的としているため, ご家庭での保育が可能な場合は, 兄弟あわせての登園自粛にご協力いただきますようお願いいたします。

5. 5月7日以降の登園自粛について

5月7日以降の登園自粛については, 決まり次第通知いたします。

問い合わせ  
石岡市保健福祉部  
こども福祉課 保育担当  
TEL0299-23-1111  
(内線 7185, 7186)